

## **件名** 事前に町民への説明のない「町長の給与」【議員歳費】の値上げは無効ではないか？

### 1、値上げの事実を大多数の町民が知らない。知らされていない。

#### (値上げの内容)

「昨年の12月議会において、ひと月に町長の給与が70万円から74万3千円、一般議員17万6千円から20万円、以下、値上げ分だけいえば、議長・副議長ともに+3万円、常任委員長・議会運営委員長が2万7千円のアップであります。

#### (1) 重大なのは、この値上げの事実を大多数の町民に知らされていないことです。

特に町長の4万3千円の大幅給与アップは、ここにいる役場職員と前議員、それに報酬審議会の委員以外は、おそらく誰一人知らないだろうと思います。なぜなら、この事実は町民には一切、伝えられていないからです。

「あびら議会だより」では、「給与条例の一部改正」として条例の名前だけしか書かれていません。町民にとって一番の情報源である北海道新聞や苫小牧民報でも全く報道されていないからです。あたかも、新聞社に報道規制でもあったのかと思われる状況ですが、おそらく新聞記者は誰一人傍聴されていなかったのかも知れません。

#### (山分け値上げ)の疑いがある事です。)

そして今回の値上げについて、いろいろ理由をつけたけれど、本当のところは、議員定数が2人が減った事によって浮いた報酬額を残った議員12名で山分けしたと思われること状況があることです。

つまり、「山分け値上げ」の疑いがある事です。

たとえば、議員14名の時の議員の報酬総額が約4210万円でした。ところが、12名になった時の議員の報酬総額は約4166万円、値上げ後の残りの差額は、たったの446,900円でした。これが、町長の値上げ分10か月で吹っ飛んでしまった。

議会側からの町長への要望書の中で【一般会計の中に議会費が占める割合を0.8%程度に堅持する】との考えを示しているが、これは、【山分け値上げ】を想定したものでした。

しかし、それすら、町長の給与値上げでが吹っ飛んでしまったわけです。

## 質問1、条例違反の値上げではないか？

H29年の3月31日、議会側からの報酬値上げの要望があった際、  
瀧町長は、この要望が町民の理解を得ているかどうかの確認をしたか？

議会基本条例の第12条には、次のように書いています。

「議員の定数及び報酬の改定は、・・・議員活動の評価に対し、  
町民の意見聴取や提言等を勘案して定めるものとする」とある。

※憲法前文では【そもそも国政は・・・】とあるが、覚えているか？

憲法の前文では、「そもそも国政（町政）は、・・・町民の「福利」のためと  
書いてある。「福利」とは、幸福と利益のためである。

**報酬値上げや給与の値上げの金額があれば**、一人2万円の奨学金が月15人  
には出せる。特別支援の為の介助員の手当に回せる、など、町民の福利のた  
めに使える。

## 質問2

【報酬値上げ審議会】に値上げ額の根拠に、議員一人当たりの活動量を  
1年間に103日とカウントしている。

これは町民の感じる感覚とは、かなり違うのではないか。

なぜなら、一人が103日なら、計算の元になった14名分をかけ、360  
で割ったら、安平町における1日当たりの議員の活動が4人と出てくる。  
正月元旦や大晦日を含め、安平町のどこかで、議員が活動している日数にな  
る。これは町民の感覚とは、かなり違うと思う。

私が選挙の時、町民から異口同音に言われたのは、「町議会議員は何をしてい  
るのか」という不満だった。

議員一人が、1年間で、103日活動しているなどは、町民の実感にはほど  
遠い。

## 提案

**町民の同意を得るための「説明」が必要だ！**

もし、そうした事情の中でも、議員の歳費の値上げや町長の給与の値上げに  
正当性があるのであれば、町民に【この値上げで良いか】【いくらなら許し  
てくれるか】あるいは、【元にも戻すべきか】を、直接、説明をし、理解を  
求める努力がいるのではないか。